

水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について
(水銀廃棄物対策及び大気排出対策に係るものを除く) (報告書案)

意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

意見募集期間：平成 26 年 11 月 14 日（金）～平成 26 年 12 月 14 日（日）

告知方法：環境省ホームページ及び記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送及び FAX

【意見提出総数】

意見の提出者数：25 通（意見の件数 71 件、うち同旨意見 5 件）

（内訳）

地方公共団体 2 通

NPO 3 通

民間企業 4 通

業界団体 4 通

個人又は無記名 12 通

【提出意見概要及び対応案】

提出された意見の概要とそれに対する対応案は次ページ以降に示すとおり。

**提出意見
章・節・項ごとの件数**

章		節		項	
1 章	3	該当なし	3	該当なし	3
2 章	4	1 節	3	該当なし	3
		2 節	1	該当なし	1
3 章	62	該当なし	2	該当なし	2
		1 節	1	該当なし	1
		3 節	11	1 項	8
				2 項	1
				3 項	1
				3 ②項	1
		4 節	36	該当なし	1
				1 項	6
				3 項	1
				3 ①項	3
				3 ②項	3
				3 ③項	1
				5 ①項	14
				5 ②項	5
		7 節	7	6 項	2
				該当なし	1
				1 項	6
		8 節	3	該当なし	2
				1 項	1
		9 節	1	該当なし	1
		10 節	1	該当なし	1
該当なし	1	該当なし	1	該当なし	1
全体	1	該当なし	1	該当なし	1

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
1	1	-	-	3	1	水銀被害の重大さを認識するため、「1.はじめに」では、水俣病の原因が排水の中の水銀だと政府が認めるまで長い期間がかかったことや、今も水俣病として認定・救済される範囲などについて争いがあることなどに触れるべきである。	今回の報告書は、水俣条約への対応の観点から取りまとめており、過去の経緯等に関する記述は原案の程度とさせていただきます。
2	1	-	-	3	8	水俣病の教訓について <本文> 「水俣病の被害の深刻化を防止できなかった背景には、我が国がまさに戦後の復興から高度経済成長期に入ろうとしていた時期の、経済成長を優先し人の健康と環境への配慮を欠いた行動があると言わざるを得ない。」 <意見> ・環境への配慮を欠いた（「誰」「どこ」の）行動なのか。ここが抜けていると思う。ここをはっきりしてこそ11行目中間の「我が国は、水俣病の教訓を後世に語り継ぐとともに、世界のどの地域でもこのような悲惨な公害健康被害を二度と繰り返さないようにあらゆる努力を払わなければならない。」ということが生きてくるのではないか。ここが水俣病の教訓を活かす（「誰」「どこ」の）行動になるのではないか。	ご指摘を踏まえ、「原因企業や国等の」と追記します。
3	1	-	-	3	1	水銀条約の全文にある「水俣病の教訓」を踏まえるならば、水俣病被害者への補償を最優先に行うべきである。水俣病救済特措法においても、多くの患者、被害者が救済を受けられていない。国は水俣病被害に対して、全容を把握するような調査や健診を行っていない。真摯にこの事実を受け止め、すべての被害者への補償を行うべきである。	被害者補償については、今回の意見募集の対象外であり、一般的なご意見として参考とさせていただきます。
4	2	1	-	5	3	水銀のリスクについて ・有機水銀、無機水銀、金属水銀では、それぞれ毒性が異なるので、水銀の形態を区別してリスクを記載するべき。	ご指摘のとおり、水銀の毒性が形態により異なりますが、ここでは水銀の化学形態別のリスクについて詳述することを目的としていることから、原案の程度の記述とさせていただきます。
5	2	1	-	6	24	【1メチル水銀の生成について】 ・「水銀」（講談社サイエンティフィク）p.219には、「大気中に存在する水銀蒸気と日光紫外線の照射により反応して、メチル水銀を生ずる可能性がある」、「水銀とメタンなどが紫外線によりメチル水銀化する機会は十分考えられる。しかし、生成量はそれほど大きなものではないのではないかであろうか。」と記載されている。 ・生成量は大きくなりかもしれないが、大気中においてもメチル水銀が生成すると考えられることから、「水銀は水中において～」を「水銀は、大気中においてはメタン等と紫外線による作用により、水中においてはバクテリアの働きによりメチル水銀へと変換され～」とすべきである。 【2メチル水銀の生物への蓄積について】 ・食物連鎖だけでなく、魚類等ではえら呼吸等体表面からの吸収による蓄積も考えられるため、「食物連鎖を通じた生物濃縮」を「食物連鎖とえらや体表面からの取り込みによる生物濃縮」とすべきである。 <参考> ・生物濃縮の過程において、水中の水銀濃度が高い場合は、えらや体表面からの取り込みによる寄与が、水銀濃度が低い場合は、食物連鎖による寄与が大きくなるとのこと。	ご指摘を踏まえ、①「バクテリアの働き等により」と修正します。また、②「食物連鎖を通じた生物濃縮等」と修正します。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
6	2	1	-	5	3	<p>国と熊本県は、1970年代後半から1990年にかけて、水俣湾の環境保全対策として、水俣湾の一部を浚渫し、埋立地エコパークを造成したが、当時、浚渫すべき対象の底質中の水銀濃度を25ppmと設定したが、40年前の検討結果であり、暫定基準のままである。魚類に対する摂取基準0.4ppmも見直されていない。この40年間で、WHOなどは水銀のADIを見直し、摂取許容量を切り下げている。</p> <p>水銀条約の締結をよい機会ととらえ、水銀による健康影響に関して最新の知見をもとに、リスク評価をやり直すべきである。水銀のADIを見直し、水生生物・魚類の摂取基準の設定、環境基準、水質基準の見直し、底質の基準を見直すべきである。</p> <p>見直し作業の結果をもとに、再度、土壤や底質の汚染サイトを精査し、必要があれば、対策を講じるべきである。</p> <p>水俣湾埋立地エコパークに関しては、この数十年以内に必ず起きるといわれている東南海地震などの大規模な地震に対する安全性を検討する必要がある。地震動と津波による護岸の健全性や液状化による浚渫土砂の噴出対策などの検討を急ぐべきである。</p> <p>また、埋立地エコパークは、鉄とコンクリートで造成された護岸なので、老朽化すれば、再度造成しなければいけない。チッソが水俣湾に放出した水銀量は150トンから450トン程度と推定されているが、埋立地エコパークにどの程度埋立てられているのか、その環境リスクを評価し、次世代にツケを残さないという観点で、水銀を回収し、永久保管する環境保全対策を我々の世代で行うべきである。</p> <p>水俣病被害者への補償とともに、埋立地エコパークからの水銀の回収は、未来に禍根を残さないために、我々の最大の課題だと考える。このことを検討し、報告書にきちんと盛り込むべきである。</p>	<p>原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>条約第12条により、締約国は、水銀等により汚染された場所を特定し、評価するための適切な戦略の策定を求められます。これに関しては、土壤汚染対策法及び水質汚濁防止法により担保済みであり、新たな制度を構築する必要はないと考えており、その旨、第3回合同会合においても説明しています。こうした状況を踏まえ、この点については、背景情報の一つとして参考資料において整理しており、必ずしも報告書・本編で記載する必要はないと考えております。</p> <p>なお、水俣湾エコパークの耐震・老朽化対策の検討については、管理責任者である県により行われています。</p> <p>また、水銀のリスクについては、FAOとWHOがハイリスク・グループ(胎児)に対する暫定週間耐容量(PTWI)を2003年に改定したことを踏まえて、厚生労働省が「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」を改定するなど、新たな科学的知見に応じた対応を取ってきており、今後も引き続き知見の収集と必要な対応を行って参ります。</p>
7	2	2	-	7	26	<p>現状評価について</p> <p>「2.検討の前提」に関わって、図4として、水銀に関するマテリアル・フローが示されているが、水銀の使用や廃棄の実態を明らかにするためには貴重な資料だと思う。したがって、今後、さらにデータを収集・精査し、可能な限り精密なものをつくりあげてもらいたい。とくに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却における排出実態 ・埋立て処分地からの排出実態 ・石炭火力発電所からの排出実態 <p>について具体的に示していただくことが出来ないものかと思う。</p>	<p>図4に示した水銀に関するマテリアル・フローは概要版であり、詳細版も作成しておりますのでご参照ください。また、ご指摘の点を踏まえ、今後もマテリアル・フローの改善を継続してまいります。</p>
8	3	1	-	11	11	<p>世界の水銀対策への貢献について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・日本が有している先進的な水銀代替・削減技術や高度な水銀リサイクルシステムを国外に輸出することで、水銀鉱山からの一次採掘を無くすなど、世界的な水銀対策に積極的に取り組んでいただきたい。 	<p>今後の対策の具体化の検討に際し参考とさせていただきます。</p>
9	3	3	1	12	9	<p>水銀の輸出入について</p> <p>今回、「3-3」で「水銀及び水銀化合物の輸出入」について、水銀の輸出入については原則禁止の方向がとられていることについては問題ないものと思う。もしも、発展途上国などの実態をふまえ、やむをえず例外規定を作る場合、明確なルールが必要であると思う。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出先での水銀の管理の技術や手法を伴った輸出に限定する ・輸出先の使用実態が追跡できるものに限定する ・ASGMでの使用につながるものであれば絶対禁止 といった基準が必要なのではないか。 	<p>今後の水銀等の輸出入手続に関する検討に際して参考とさせていただきます。ご指摘のとおり、例外規定の明確化は重要であると考えています。</p>

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
10	3	3	1	12	13	<p>WG・検討小委員会の報告書P16にあるように、規制の前倒しが議論されておりますが、前倒しが決定し日本からの供給がストップした場合、下記のような事例が起きる可能性を、弊社・現地パートナー企業共に懸念しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 防腐剤が入ったワクチンが、必要とされる途上国へ行き渡らない。 - 現在インドで年間20万台以上の需要がある血圧計が、医療機関等へ行き渡らない。 - 苛性ソーダ製造が間に合わず、生活必需品の供給が滞る。さらに、報告書P12に記載があるように、高度なりサイクル技術から製造される日本製水銀の輸出ができなくなることにより、出自や製造年月日が不明で品質が劣化した水銀の拡散につながり、新たな一次採掘から出る水銀が高値で流通される懸念もあります。これは水俣条約や日本政府が意図することと、逆の効果を生む可能性があります。 <p>弊社では、条約の理念に従い、今後も現地パートナー企業と連携し、最終エンドユーザー や数量管理を適切に行い、水銀供給を継続したいと考えております。現在WG・小委員会で議論されている、日本国内法での『製造・輸出入の廃止期限前倒し』については、その検討を見直しいただき、国内法が条約の規定に沿った内容で制定されますよう、お願い申し上げます。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。しかしながら、ご指摘の「規制の前倒し」とは、水銀添加製品に関する段階的廃止期限(2020年)の前倒しを指しているのであって、水銀及び水銀化合物の輸出入についてのものではありません。
11	3	3	1	12	15	<p>リサイクル水銀について 「リサイクル水銀」を「リサイクルや非鉄製錬の副産物として回収される水銀」にすべき。 理由: 水銀に関するマテリアルフロー(9ページ図4)によると輸入原燃料に含まれる水銀量は73tで、非鉄金属製錬の副産物として回収される非鉄スラッジ中の水銀は36tおよび水銀含有製品の国内生産は8.6tである。単に「リサイクル水銀」という表現だと国内生産に回される水銀8.6tを示すもの誤解され、国内で完結している水銀の輸出という矛盾した記述になるため。</p>	ご指摘を踏まえ、「再生された水銀」と修正します。
12	3	3	1	12	9	<p>水銀の輸出入について 水銀輸出の原則禁止については、条約の規定に即して適切に対応する必要があることを踏まえつつ、慎重に検討してほしい。 理由: 将来的に余剰となる水銀には適正な保管が必要となることから、水銀の適切な保管スキームを構築するための時間的猶予が必要である。 また、12ページ12行目以降に記載されている通り、我が国から輸出される水銀は、国内の一次採掘由来のものではなく、リサイクルによって資源として再生された水銀や非鉄製錬の副産物として回収された水銀であることや、条約で認められる条件での使用を踏まえれば、我が国からのリサイクル水銀の輸出を止めることは、かえってそれらの需要を満たすための一次採掘の増加を招くおそれがあることも考慮する必要がある。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。
13 14	3	3	1	12	5	<p>水銀の輸出制限について 金属水銀だけでなく、水銀化合物も原則輸出禁止にする方針は大いに評価できる。ただし、試用用途が明確な水銀に関して、輸出を認めるごとに、どのように輸出先を追跡できるのか、取引先による文書の報告だけではなく、第三者による証明など信頼性を担保する制度にすべきである。 原則禁止の立場を日本が明確にするのであれば、輸出先の追跡を、政府機関が立ち入り調査できる制度を創設すべきである。(同旨意見2件)</p>	今後の水銀等の輸出入手続に関する検討に際して参考とさせていただきます。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
15	3	3	1	12	9	<p>締約国向け又は非締約国向けの如何を問わず、水銀輸出は「全面禁止」とすべきである。 (理由)</p> <p>1. 条約上認められる用途であっても水銀使用は水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出をもたらし、環境汚染や健康被害を引き起す。</p> <p>2. 世界から水銀による環境汚染や健康被害を無くすべく先頭に立つて力を尽くす役割を持つと自覚するなら、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護するとする条約の目的を達成する為に、日本は率先して水銀輸出を止めるべきである。</p> <p>3. 水銀輸出を止めることにより、輸入国に水銀の使用量を低減させ、水銀使用をあきらめさせ、又は水銀の代替を促進させることができる。</p> <p>4. 日本が輸出を禁止することにより需要を満たすための条約で許容される一次採掘が一時的に増えたとしても、その增量が日本の輸出禁止量より多くなり、世界の水銀使用量が増えるとする説得力のある説明はない。また条約発効後15年以内に既存鉱山の採掘は廃止されるのだから、日本が今、率先して世界の市場への水銀供給に一役買う理由はない。</p> <p>5. 日本はむしろ、条約で許容される水銀が輸入国で当初とは異なる用途に転用されたり、条約で許容されない水銀の不法な輸出入が行われないことを確実にする国際的な監視組織の設立と運用に貢献すべきであり、このことを今後の政府間交渉会議(INCs)又は締約国会議(COPs)で提案すべきである。</p>	<p>報告書の記載は原案のとおりとさせていただきますが、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>水俣条約上も、実現可能な代替方法がない等の理由により一部の水銀添加製品や製造プロセスについては禁止されておらず、水銀需要がすぐにゼロとなるわけではありません。そうした需要を満たすために、新たに地下から水銀を掘り出すのではなく、既に地上に出ている水銀を適切に再生して利用することが望ましいと考えています。</p> <p>一方で、製品や製造プロセスにおける水銀使用の代替や削減をグローバルに進めしていくことは重要であり、日本の有する優れた技術を国際展開していくことが望ましいと考えています。</p>
16	3	3	1	12	4	水銀及び水銀化合物の輸入及び輸出の禁止を求めます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
17	3	3	2	12	23	12ページの6種の水銀化合物について、条約上は認められるが、我が国として禁止が適当とありますが、我が国だけが規制をしても意味がなく、逆に途上国の一時採掘を助長し、結果的に環境汚染や健康被害が拡大する懸念ある為、条約通りの規制が妥当だと思います。	原案のとおりとさせていただきます。EUは水銀化合物の輸出を原則として禁止しており、「我が国だけが規制をする」ということには当たらないと考えます。これら6種の水銀化合物は、比較的容易に水銀に還元されるという性質があり、事実、米国では水銀の輸出禁止以降、水銀化合物の輸出量が伸びており、規制の回避が行われている可能性があると考えています。
18	3	3	3	14	7	14ページの零細及び金採掘について、条約上は認められるが、我が国として禁止が適当とありますが、我が国だけが規制をしても意味がなく、逆に途上国の一時採掘を助長し、結果的に環境汚染や健康被害が拡大する懸念ある為、条約通りの規制が妥当だと思います。	原案のとおりとさせていただきます。EU及び米国も、研究目的等一部の用途を除き水銀の輸出を禁止しています。従って、「我が国だけが規制をする」ということには当たらないと考えます。ASGMは最大の水銀大気排出源であり、周辺環境の汚染や健康影響のおそれもあることから、これを目的とした輸出を認めるべきではないと考えています。
19	3	3	3(2)	14	14	輸出された水銀の不適正使用防止のための対策について ・日本から輸出された水銀の不適正な使用を確実に防止するため、「報告」を求めるだけでなく、より実効的で拘束力がある対策を行っていただきたい。	不適正な使用を防止するための具体的な方策に関する今後の検討に際し参考にさせていただきます。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
20	3	4	1	15	6	<p>本件報告書案第15ページには、「条約上代替が困難であるとして規制の適用が除外されている用途における製品については、国内における実現可能な代替製品がないものに限って製造等の禁止の適用対象外とすることを検討すべきである。」とありますか、反対です。その理由は、次のとおりです。</p> <p>まず、安全保障の用途についてですが、我が国が兵器を輸入する際、その兵器に水銀が用いられている場合もあり得ると思います。ところが、当該兵器に水銀が用いられているかどうかは、軍事機密として我が国に開示されない場合があり得、このような場合、水銀が用いられている兵器の輸入の禁止について実効性を確保することが不可能だと思います。</p> <p>また、例えば、ある兵器があるアーマルを用いれば水銀を用いることなく製造できるが、当該アーマルが特定の国においてしか産出されないという場合、当該特定の国からの輸入にこれを依存するのは、安全保障という兵器の目的に照らして重大な疑問があると思います。</p> <p>更に、研究の用途についてですが、研究とは、未知のものを探求する本質を持つものです。このため、研究の用途に使用される製品に「国内において実現可能な代替製品」があるかどうかは、必ずしもはっきりしない場合があると思います。それにもかかわらず、研究の用途に使用される製品を製造等の禁止の対象としたのでは、あいまい不明確な行為を禁止の対象とすることになり、研究活動を不當に委縮させるおそれがあると思います。</p> <p>よって、前記のとおり、前記の箇所について反対です。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、当該箇所は、主として、条約上明示的に代替の困難性に言及している条項について述べており、具体的には、例えば条約附属書A柱書き(C)にある「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び繼電器、電子ディスプレイ用CCFL及びEEFL並びに計測器」等を指しております。</p>
21	3	4	1	15	6	国内における実現可能な代替製品があるかどうかについては、単に技術的な可能性のみを考慮して「代替可能」と判断してしまうと、①安全性が低いものや短寿命など、要求された性能を満たすことができない製品が流通してしまう結果を招いたり、②安価なパーツの交換で済むはずがシステム全体の再設計や機器の総入れ替えを余儀なくされるなど、莫大な追加負担が必要となることがあります。実現可能な代替製品かどうかを判断する際には、個別の事情に照らした慎重な判断をお願いします。	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「実現可能」とは、ご指摘のような安全性等の観点も含むものと考えております。</p>
22	3	4	1	15	6	「国内における実現可能な代替製品」の判定を、誰がどのような基準で行なうのか。単に無水銀の製品が国内で入手可能であることをもって代替可能と判定すれば、安全上問題のある製品が市場に出回り、消費者に不利益をもたらす恐れもあることに留意が必要である。判定に当たっては、技術的・経済的な実現可能性について、産業界の見解をよく聞いていただきたい。	<p>適用除外規定に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。</p> <p>例えばボタン形電池について、単純に水銀を抜いた場合には電池破裂のリスクといった安全性の問題が生じるとの指摘もいただいており、そうした点には留意が必要と考えております。</p>
23	3	4	1	14	28	水銀添加製品の代替及び削減について 「3-4」で水銀添加製品の水銀使用の代替及び削減の推進の取組みについてのべられているが、「マーキュリー・ミニマム」の立場から技術開発もふくめて可能な限り推進してもらいたい。	関係する産業団体等のご協力も得ながら、水銀使用の代替及び削減を推進してまいります。
24	3	4	1	15	4	<p>代替製品及び水銀使用量が少ない製品への転換促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的な水銀対策を推進するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・この取組をより実効的なものとするため、事業者に対して、引き続き代替製品や水銀使用量が少ない製品の開発、販売促進を行うよう働きかけていただきたい。 	関係する産業団体等のご協力も得ながら、水銀使用の代替及び削減を推進してまいります。
25	3	4	1	14	27	可能な限り水銀使用製品の製造や販売の禁止を求めます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
26	3	4	3	16	5	「製造・輸出入禁止の措置」に関して、法律で水銀含有が禁止された物品の無水銀品を販売しようとする際には、その製品が本当に水銀を含んでいないことの証明が必要になると思われるが、そのエビデンスに関わる各種条件(例えば、無水銀の定義・閾値、分析方法、第三者機関の証明書の有無、有効期限等)をしつかり定義していく必要があるように感じます。	水銀添加製品の試買調査等に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。なお、条約においては、「水銀又は水銀化合物を意図的に添加している製品」と定義しており、新たな制度においても基本的にこの考え方へ即していくものと考えます。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
27	3	4	6	18	14	試買調査について ボタン電池では水銀は安全性確保のために使われており、充分な対策なしにただ水銀を抜けば、破裂等の危険性が高まる。評価項目には水銀の有無だけでなく、安全性も入れるべきだと考える。	今後の試買調査の実施方法の検討に際して参考とさせていただきます。 ボタン形電池の安全性について、単純に水銀を抜いた場合には電池破裂のリスクといった問題が生じうるとの指摘もいただいたおり、そうした点には留意が必要と考えております。
28	3	4	6	18	14	試買調査について 最近は中国からの電池が沢山店頭に並んでいますが、性能が落ちるのは仕方がないとしても、漏液や破裂などの安全面で怖いと感じています。試買調査に当たっては、中国品を重点的に調べていただきたいと思います。無水銀と書いてあっても、本当に表示通り無水銀なのか、そうであっても安全面は大丈夫なのか。水銀はもともと、安全性確保のために使われていたと聞いており、無水銀にするには、それに代わる安全確保の手立てが必要なはずです。水銀が使われていなければそれでよいということではなく、安全性についてもチェックが必要なのではないでしょうか。	今後の試買調査の実施方法の検討に際して参考とさせていただきます。 ボタン形電池の安全性について、単純に水銀を抜いた場合には電池破裂のリスクといった問題が生じうるとの指摘もいただいたおり、そうした点には留意が必要と考えております。
29	3	4	-	14	20	電池に水銀が使用されている理由は、破裂防止や液漏れ防止のためと聞いている。単に水銀を規制するだけで安全性に問題は無いのか？ボタン電池は子供のおもちゃなどにも多く使用されているが、中国などから危険な電池が入ってくる恐れはないのか？	ボタン形電池の安全性について、単純に水銀を抜いた場合には電池破裂のリスクといった問題が生じうるとの指摘もいただいたおり、そうした点には留意が必要と考えております。
30	3	4	3①	16	6	深堀及び前倒しについては、技術的な観点や製品ライフサイクルの観点から、対応可能なものと不可能なものがあり、必要とされている製品が供給できなくなつて消費者等に迷惑がかかるような事態に陥ることのないよう十分な検討をお願いします。 また、その検討には専門家の意見が必須であり、製品ごとに広い範囲の業界から意見を聞く必要性があると考えます。製造事業者の参画について抜けの無いようご配慮をお願いしたい。	製品製造等規制の深掘り・前倒しに関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
31	3	4	3①	16	7	国際条約による2020年での製造中止で対応すればよい。 理由：国際条約として2020年に発行されるとの情報から水銀血圧計の製造中止について、対応措置を検討している。関連業者（下請け等）に対して2020年での製造中止を行う旨を連絡している。下請け業者は零細が多く、次の事業展開における猶予期間が必要なことから2020年での製造中止が望ましい。	製品製造等規制の深掘り・前倒しに関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
32	3	4	3①	16	6	水銀添加製品の製造等禁止の基準値・実施時期について ・水銀による環境汚染と健康被害を防止するためには、日本こそが先導的役割を果たすべきと考える。 ・そのため、国際競争のイコールフッティングの重要性、諸外国の規制制度の動向等にとらわれ過ぎることなく、日本が世界の先頭に立って上記の先進的な取組を進めていただきたい。	製品製造等禁止に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
33	3	4	3②	16	20	ボタン電池は、機器に組み込まれた状態で大量に輸入されている。 電池単体のみの規制では不充分である。 機器に組み込まれたボタン電池も確実に規制することができないのであれば、不平等や混乱が生じるのではないか？	組込み製品の取扱いに関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。 ご指摘のように、製品単独の場合との公平性や貿易管理の実効性等の観点は重要と考えます。
34 35	3	4	3②	16	19	組み込み製品の取扱い 報告書が指摘している日本国内に輸入される電化製品や玩具などに組み込まれた水銀含有電池などの対応は確かに必要であると考える。製造が許される製品も含めて、日本国内で流通する製品には、水銀含有表示を義務付け、消費者が購入する時点での判断に利用できるようにすべきである。また、水銀含有表示は製品を廃棄する際にも水銀廃棄物の回収ルートに乗せることができ容易になり、環境への水銀の放出を未然に防止するためにも必要であると考えられる。（同旨意見2件）	今後の組み込み製品の取り扱いの検討に際して参考とさせていただきます。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
36	3	4	3③	16	33	国内で製造禁止は法的な枠組みによる順守の担保はできている。しかし、非締約国からの輸入については枠踏みがなく遵守は難しい。欧州等はREACHやRoHS、中国にはいわゆる「中国RoHS」などがあり水銀の有無を把握することが容易である。非批准国から輸入する製品・部品を使用して水銀条約を遵守することが難しいため、部品等の輸入には水銀の有無を報告する製品・部品については水銀の含有・非含有を宣言させる制度、例えば、非批准国から輸入する製品・部品については水銀条約遵守を宣言しないと輸入をさせないとお伝えください。	水銀添加製品の輸入に関する検討に際して参考とさせていただきます。
37	3	4	5①	17	12	消費者への情報提供は、市町村等による分別回収スキームが整って初めて意味を成すものであり、情報提供の時期や方法については、市町村等による分別回収の徹底・拡大に向けた今後の議論の状況を踏まえながら検討すべきと考えます。 また、時期や方法の検討の当たっては、特に下記の点について配慮をお願いしたい。 ・ランプ等は製品ライフサイクルが長いため、中小企業への負担軽減のためにも、仕様変更時等に合わせて切替えが進められるよう、相応の猶予期間をいただきたい。 ・対象範囲や具体的な方法については、水銀添加量や環境影響度合いなど製品ごとの特性を十分考え、情報提供の必要性も含め商品ごとにしっかり検討していただき、その検討には製造事業者の参画についてご配慮をお願いしたい。	製品情報提供に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
38	3	4	5①	17	12	・国内電池業界では従来から、水銀を廃止した電池については「水銀ゼロ」表示を行なってきた。ここに「水銀含有」表示を追加すれば、市場に「水銀ゼロ」「水銀含有」「表示なし」が乱立することになり、購入面でも、廃棄面でも混乱を招く恐れがある。例えば、過去の製品は有水銀でも無表示であり、これが捨てるときには無水銀と誤認されることも十分ありうる。 ・国内電池メーカーは当然法令を遵守するとして、輸入品、機器組み込み品が表示義務を怠ったときの不平等の問題がある。輸入品での表示実施を徹底できないのであれば、イコールフッティングの観点から、水俣条約通りとすることが望ましい。 ・条約上は水銀の使用が認められている用途において、日本メーカーの中には安全性・品質面への配慮から水銀を使用しているところがあるのにに対し、海外品の中には、充分な対策なしに水銀を扱い、製品も見られる。そのような粗悪無水銀品の方が日本の有水銀品よりもよい製品だと誤認される不平等が懸念される。ただ無水銀でありさえすればよい、と考えるのは消費者保護の見地からも危険である。 ・ボタン電池は非常に小さいため、製品本体への表示は難しい。併しパッケージに表示したとしても、捨てるときにはパッケージではなく、ユーザーは水銀の有無を識別できない。それよりも市場に有水銀電池がある間は、自治体の協力を得ながら全てのボタン電池を回収の対象とする方がシンプルで実効性が高い。そのための情報提供は、自治体の水銀含有製品一覧による排出指導、メーカーのHPやカタログで、廃棄方法を詳しく伝えるのが効果的だと考える。 また水銀含有表示のもうひとつの目的である、「無水銀品の優先的な購入選択」についても、現在の「水銀ゼロ」表示で対応できる。「水銀含有表示がないことの裏返しとして無水銀だと判断するよりも、無水銀表示があつた方が、より直接的で、ユーザーにわかりやすいと考える。	今後の製品情報提供の検討に際して参考とさせていただきます。 誤解を招くおそれないよう、また、実効性のある情報提供方法を検討すべきと考えています。さらに、ボタン形電池の安全性について、単純に水銀を抜いた場合には電池破裂のリスクといった問題が生じうるとの指摘もいただいており、そうした点には留意が必要と考えております。
39	3	4	5①	17	23	上流での情報提供によって水銀含有製品がわかるようになっても、自治体の受け入れ態勢が整っていないと、廃棄時に混乱する。自治体の取り組み強化の状況を見ながら、業界としてもできる範囲でしっかりと協力させていただく。その際、もし製品に即した情報提供をする場合は、条約の規制が始まる2020年以降を前提としつつ、新製品への切替え時期に合わせる等、事業者に負担の少ない形で進められるとありがたい。	今後の製品情報提供の検討に際して参考とさせていただきます。 製品情報提供と製品廃棄時の分別・回収は、両輪として重要と考えております。
40	3	4	5①	17	28	水銀含有製品一覧の作成に当たっては、製品をどう記述するか、産業界の意見を聞いていただきたい。	今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
41	3	4	5①	17	14	ボタン電池のように小さいものは、表示されても見えない。自治体から廃棄方法を明示していただく方が良い。	今後の製品情報提供及び廃製品の分別・回収の徹底・拡大に関する検討に際して参考とさせていただきます。 情報提供の形態は、製品本体や包装・容器への表示に限定するものではないと考えております。また、ご指摘のとおり、分別・回収の促進のため、国や自治体等による普及啓発も重要であると考えております。
42	3	4	5①	17	12	消費者に廃棄時に適切な分別を促すためには、製品本体に水銀含有に関する表示をすることが重要である。 このため、製品自体への表示が不可能な製品以外には、製品自体に水銀含有の表示をすること、また、組み込み製品についても、廃棄時に消費者が確認できるように本体の適当な箇所に組み込み製品である旨の表示をすることを原則として検討すべきである。	製品情報提供方法に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
43	3	4	5①	17	12	国内で流通する水銀添加製品について 「3-4-(5)」で国内で流通する水銀添加製品について取扱われているが、の中でも指摘されるように、消費者・市民にとってわかりやすい情報提供が行われることはきわめて重要である。例えば、この間、私たちが進めてきた蛍光管の適正処理に関する啓発活動のなかでも、そもそも蛍光管に水銀が封入されていることについての認識がない消費者・市民が実に多かった。また、水銀がはいっていることがわかった以上、きちんとしたいという反応もよくみられるものであった。消費者・市民がその製品を手にする時、水銀が使用されていることをわかりやすく伝え、それが廃棄物になったときは適正に処理しなければならないことを明示してもらう必要がある。	今後の製品情報提供の検討に際して参考とさせていただきます。
44	3	4	5①	17	26	水銀添加製品の回収・処理については、一般廃棄物については市町村の責任で回収・処理しなければならないが、市町村にとってそれが過大な負担にならないように、国からの明確な方向付けと支援が必要だと思う。産業廃棄物については排出者責任の徹底を強く求めたい。	廃製品の分別・回収の徹底・拡大についての今後の検討に際して参考とさせていただきます。
45	3	4	5①	17	11	水銀添加製品の情報提供について ・現状では、どの製品に水銀が含まれているか、どのように廃棄しなければならないのか、事業者、国民に十分に理解されておらず、水銀含有量の少ない製品への転換が進まない可能性があり、また、市町村等が分別回収に取り組んだとしても適正に廃棄されない可能性がある。 ・そのため、水銀含有量の少ない製品への転換や市町村等による分別回収が促進されるよう、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・この取組を実効的なものとするため、水銀添加製品及び水銀添加製品が組み込まれた製品について、水銀が含まれていること、含まれている水銀量及びその廃棄方法（「水銀が含まれているため、自治体の分別に従って適正に廃棄すること」等の注意喚起や、製造事業者等による自主回収ルートへの誘導等）を表示することを一般的な責務ではなく、法的に具体的に義務付けるべきだと考える。	製品情報提供及び廃製品の分別・回収の徹底・拡大に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
46	3	4	5①	17	26	水銀添加廃製品の分別回収について ・国・自治体が担うべき役割を明確にすること、大気中への水銀排出を抑制することは重要なと考えるので、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・製造等が禁止されない水銀添加製品の回収にあたって、既存の水銀回収スキーム（製造事業者等による自主回収を含む）があるものについては、より活用・強化し、水銀回収スキームがないものについては、構築されるを行うよう取り組んでいただきたい。 ・水銀添加廃製品の市町村等による分別収集の徹底・拡大を加速化するため、市町村等に対し技術的・財政的な支援を行うべきだと考える。	廃製品の分別・回収の徹底・拡大に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
47	3	4	5①	17	11	水銀添加製品の価格設定について ・製造が禁止されない水銀添加製品等については分別収集及び処理費用を含んだ価格設定とすべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
48	3	4	5①	17	30	分別収集及び処理費用の負担について <本文> 「市町村等による分別収集の徹底・拡大等を図るための国としての施策を具体的に検討すべきである」 <意見> ・市町村の分別収集及び処理費用の応分の負担を水銀添加製品及び水銀組込製品の製造メーカーに求めるべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。
49 50	3	4	5①	17	10	国内で流通する製品に関する措置 報告書にあるように、将来的に、製造禁止される水銀含有製品の廃棄、回収が必要となる。現行の一般廃棄物の収集、処理では、蛍光灯の廃棄、回収に関しては、有害廃棄物、資源ごみとして回収、燃やせるごみ、不燃ごみとして回収など、対応は自治体ごとに分かれている。統一した廃棄、水銀の回収に関する方針を示すべきである。 体温計や血圧計を回収している自治体(京都市など)は少ないので、制度を確立していくべきである。また、水銀含有量も製品によって異なり、体温計に約1g、血圧計には約50g、蛍光灯には10mg程度含まれている。環境へのリスクの観点では、血圧計1本の回収は蛍光灯5000本に相当するので、優先順位を決めて回収処理する必要があると考えられるので、今後の検討課題として、問題提起すべきである。(同旨意見2件)	廃製品の分別・回収の徹底・拡大についての今後の検討に際して参考とさせていただきます。
51	3	4	5②	17	35	アルカリボタン電池は現在、通関コード上アルカリ乾電池の内数となっており、輸入量が不明である。流通実態把握のため、アルカリボタン電池の通関コード独立をお願いしたい。	製品流通実態の把握方法に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
52	3	4	5②	17	35	PRTR法では水銀の年間取扱量1t未満は報告不要である。使用実績報告は同法との整合性も確保すべきである。	化学物質排出把握管理促進法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することを目的とする法律であり、水俣条約とは目的が異なることから、裾切りについて必ずしも整合している必要はないと考えますが、今後の流通実態把握の検討に当たって参考とさせていただきます。
53	3	4	5②	17	35	日本国内の水銀流通量の正確な把握と流通量を踏まえた水銀廃棄物の適正な回収を進めるため、水銀含有製品及び組み込み製品を製造若しくは輸出入する者への届出義務化(製造輸入量等)について検討すべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、流通実態の把握は、国内の水銀マテリアルフローや大気排出目録の精緻化を主な目的としており、まずは、関係する事業者等から必要な情報を収集していくことにより対応したいと考えています。
54	3	4	5②	17	35	ボタン電池が組み込まれている製品は非常に多く出回っている。ボタン電池単体だけでなく、これらの数量も分からなければ流通量の把握としては不充分だと思う。	製品流通実態の把握方法に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。なお、ご指摘のとおり、組込製品の流通量把握も重要であると考えています。
55	3	4	5②	17	35	水銀添加製品の流通実態の数量把握についても可能な限り進めもらいたい。	製品流通実態の把握方法に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
56	3	7	1	19	24	「..現状では有価物である水銀等が将来的に廃棄物に移行する可能性があることも考慮..」の“廃棄物”の前に“廃棄物処理法上の”を入れるべき。 理由 ①多分廃棄物処理法上の廃棄物だと思いますが、水俣条約上の廃棄物なのか、廃棄物処理法上の廃棄物なのか明確にすべきだと思います。 ②「将来的に廃棄物に移行」は、22行目の「条約第10条(暫定的保管)の対象物が水銀廃棄物となった場合..」と24行目の「..(なお、廃棄物処理法上の廃棄物となった水銀は、..)の両方にかかっていると思いますが、将来的に何に基づく廃棄物になるのかを先に明示した上で後の文に繋ぐ方がよいと思います。	ご指摘を踏まえ修正します。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
57	3	7	1	19	21	水銀等の環境上適正な暫定的保管について 指針や基準の策定については、バーゼル条約の指針が参考されることになると思うが、金属水銀とその他水銀化合物の科学的知見に基づく適正な管理指針とすべきである。	今後の管理指針・基準等の検討に際して参考とさせていただきます。
58	3	7	1	19	21	水銀等の環境上適正な運搬、保管について ・環境中に水銀を飛散・流出させることがないよう適正に管理するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・指針・基準等の策定にあたっては、「水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(案)」のp.4に記載されているように、廃棄物か否かに関わらず環境上適正な保管が確保される制度を構築していただきたい。 また、保管に加え、運搬についても廃棄物処理法等の基準を考慮して指針・基準等を策定していただきたい。	暫定的保管のための指針・基準等に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。
59	3	7	1	19	10	・水銀等の環境上適正な暫定的保管 輸出を原則禁止することで、回収した水銀を暫定保管するがあるが、どの程度の帰還を暫定保管とするのか、目安を明示すべきである。 水銀の回収を継続し、長期保管を実施するために、誰が費用を負担するのか。現在、非鉄精錬や廃棄物などからの水銀を回収し、余剰水銀を輸出することで、回収努力の費用を賄っている現状から、長期間の保管費用をねん出することは、経済原理から難しいと考えられる。そのために、事業者に管理費用を押しつければ、回収努力を放棄し、環境への排出量が増大するという逆効果をもたらす可能性もある。 事業者の水銀回収努力をどのように維持するのか、回収と暫定保管に関する管理指針が必要であるのは理解できるが、条約締結国会議の議論を待っていると時間がかかることもあり、日本の国内指針を早期に作成し、制度化すべきである。 ・暫定保管の場所の要件に関して 金属水銀は温度変化に伴い、膨張と伸縮を繰り返す。半永久的に保管しようとすれば、極力温度変化のない場所に設置し、耐久性のある保管容器に入れて、貯蔵することになる。地震国、日本列島の中に、数百年単位で安定した地層は存在しない。また、保管方法や場所が決まっても、漏えいや汚染の有無のミニタリングは、半永久的に継続していかねばならない。 原子力発電所から排出される高レベル廃棄物と同様に、水銀の長期保管場所についても国民的合意が必要となると考えられるので、問題点として指摘すべきである。(同旨意見2件)	今後の暫定的保管に関する検討に際して参考とさせていただきます。 なお、条約上、「暫定的保管」は、水銀廃棄物に該当しない水銀の保管として定義されており、条約により許可された様々な用途(一部の水銀添加製品の製造その他)に用いるための保管であることから、水銀の暫定的保管の様態は様々であり、暫定的保管の期間を一概に設定することは難しいと考えます。しかしながら、暫定的に保管されていた水銀が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合には、同法に基づいて取り扱われる必要があります。 また、水銀廃棄物対策に係る廃棄物処理法における対応については、循環型社会部会水銀廃棄物適正処理方法検討専門委員会において検討が行われています。
60	3	7	1	19	10	回収した水銀は確実に安全に保管をする体制づくりを求めます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
61	3	7	1	19	10	水銀の保管について 「3-7」で水銀の保管についてとりあげられた。この問題が浮かび上がることは当然のことであり、より有効な施策がとられることを期待したい。その際、保管のためのコストはだれがどのように負担するのかという問題がさけがたいものであろうが、この点についての検討がすすめられることを期待したい。	今後の暫定的保管に関する検討に際して参考とさせていただきます。 なお、条約上、「暫定的保管」は、水銀廃棄物に該当しない水銀の保管として定義されており、条約により許可された様々な用途(一部の水銀添加製品の製造その他)に用いるためのものとして位置付けられています。水銀が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合は、同法に基づいて取り扱われる必要があります。
62	3	7	-	19	5	「廃棄物処理法上の廃棄物」と「条約上の廃棄物であつて廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないもの」との間に隙間のない制度とすることが適切であるとされている。そこで、条約上の廃棄物であるが廃棄物処理法上は廃棄物ではなかった金属水銀が、廃棄物処理法上の廃棄物に該当することになった場合には、両制度の円滑な運用と柔軟な行政対応をお願いしたい。具体的には、新たな制度に基づく金属水銀の管理から廃棄物処理法に基づく保管、中間処理、処分に至る一連の過程では、環境保全上の問題がない限り、事業者の事情・対応能力を十分考慮した行政対応をお願いしたい。 とりわけ、廃棄物処理法における「保管数量の上限」及び「保管期間の上限」の設定は、事業者の事情・対応能力を踏まえ、適切に行うことをお願いしたい。 なお、新たな制度のうち、条約上の廃棄物であつて廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないものの行政執行は、国が行うことになるのか?	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、ご指摘の新たな制度の主体は、国が担うことを想定しています。 また、水銀廃棄物対策に係る廃棄物処理法における対応については、循環型社会部会水銀廃棄物適正処理方法検討専門委員会において検討が行われています。
63	3	8	1	21	20		

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
64	3	8	-	21	2	<p>国内担保法を制定の際には、バーゼル関係のときには、バーゼル条約の「有害廃棄物」をバーゼル法(国内法)では「特定有害廃棄物等」として条約附属書に掲げる物とした上で、告示「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」で、別表にて規制対象とするものを規定しております。今回の水俣条約と担保法との関係においても、バーゼル条約と密接な関係があることも踏まえ、バーゼル関係と同様の規定の手法を探れば、例えば、担保法では、水俣条約第十一條第二項に規定するものとした上で、告示で具体的な規制対象とするものを規定すれば、条約と条約の国内担保法との関係が定形化され、混同・混乱等は無いのではと思料いたします。</p> <p>理由：廃棄物処理法上の「廃棄物」と水俣条約上の「水銀廃棄物」が混同されると、本来有価物で貴重な財産であるにも関わらず廃棄物という悪いイメージを与え、風評被害を含め事業活動に支障をきたすおそれがあることを懸念いたしております。</p>	<p>今後の関係法令に関する検討に際して参考にさせていただきます。なお、ご指摘のように、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない水銀廃棄物については、適切な名称や定義を検討する必要があると考えています。</p>
65	3	8	-	21	6	<p>水銀廃棄物について 別の名称にするべきである。変更できなければ、定義を明確にすべき。水銀廃棄物適正処理検討専門委員会報告書も同様である。</p>	<p>今後の関係法令の検討に際して参考にさせていただきます。なお、ご指摘のように、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない水銀廃棄物については、適切な名称や定義を検討する必要があると考えています。</p>
66	3	9	-	22	24	<p>実施計画について 実施計画については、実行可能性を十分考慮して策定すべき。また、実施主体として国が積極的に関与すべきである。 理由：条約第10条の対象となる水銀等や第11条の対象となる水銀廃棄物の適正な管理方法など、国内でも具体的な管理方法の検討はこれから行われると思うが、将来的に余剰となる水銀の保管スキームの構築は、全国の廃水銀製品管理や非鉄製錬事業にとって重要な課題であり、それには国の関与が必要である。</p>	<p>実施計画の策定方法の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
67	3	10	-	23	13	<p>罰則について 「廃棄物処理法上の廃棄物との関係も考慮しつつ、」は削除し、他の法令における措置等の状況も踏まえた検討という表現だけよい。 理由：廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないものについて、廃棄物処理法を考慮することは矛盾している。</p>	<p>現状で有価物であるものが将来的に廃棄物処理法上の廃棄物に移行する可能性があることも考慮すれば、隙間のない制度とすることが適当であり、従って廃棄物処理法上の廃棄物との関係性を考慮することは適切であると考えています。</p>
68 69	3	-	-	11	1	<p>今後の水銀対策のあり方 水俣病を教訓化するのであれば、全ての被害者の補償を早急に解決すべきである。水銀条約は50か国の批准によって発行するが、国際NGOやUNEPは3年以内の発効をめざしている。日本は水銀条約締結会議のホスト国として、積極的に早期に批准し、条約発効前までに批准すべきである。日本の強い姿勢を報告書にも書き込むべきである。(同旨意見2件)</p>	<p>被害者補償については、今回の意見募集の対象外であり、一般的なご意見として参考とさせていただきます。 条約の早期締結については、ご指摘のとおり日本として目指すべきものと考えており、その旨報告書でも記載しております。</p>

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
70	該当なし	-	-	-	-	<p>報告書(案)で言及されていない”第12条 汚染された場所”について（意見）1. 条約第12条で示唆される下記項目 (a)～(f) に加えて、項目 (g)～(i)を含む”汚染された場所の管理に関するガイダンス”を将来の COPで議論・採択する前に作成し、パブリックコメントにかけ、できるところから国内での実施に着手すべきである。</p> <p>(a) 汚染場所の特定及び特性の評価 (b) 公衆の関与 (c) 人の健康及び環境に対する危険性の評価 (d) 汚染された場所がもたらす危険の管理に係る選択肢 (e) 効果及び費用の評価 (f) 成果の検証 (g) 政府と汚染企業の責任 (h) 被害者の認定／救済／補償の問題 (i) 汚染場所の浄化</p> <p>(理由)報告書(案)の冒頭で言及している熊本及び新潟の水俣病は、“第12条 汚染された場所”と深い関連があるにもかかわらず、第12条については何も言及がなく、完全に無視している。水俣病公式発見から60年近く経過した現在でもまだ、政府と汚染企業の責任、被害者の認定／救済／補償、汚染場所の最終的な浄化などの問題は解決していない。報告書(案)では、”我が国には水俣病の重要な教訓に鑑みて世界から水銀被害を無くすために先頭に立って力を尽くすべき役割がある”と述べているのだから、上記の項目を含む第12条に関するガイダンスを早急に作成して国内で適用するとともに、水俣病の悲劇を繰り返さないために、このような大惨事を経験した時にどのように対処すべきかを先頭に立って世界に示すことが水俣病を経験した日本の取るべき道である。</p> <p>(意見)2. 現在水俣エコパークの下にあり、1990年に暫定的に完成した、水俣湾から浚渫した水銀濃度25ppm以上の未処理の水銀ヘドロ約150万立方メートルによる埋立地を環境的に安全な方法で最終的な浄化を行なうべきである。</p> <p>(理由)施工初期段階の工事責任者の証言によれば、設計施工は当時の政府によって示された暫定指針に基づいており、護岸用に使用された鉄パイプには寿命があり、地震に対する安全性の考慮はなされておらず、将来漏洩や崩壊の懸念がある。</p>	<p>原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>条約第12条により、締約国は、水銀等により汚染された場所を特定し、評価するための適切な戦略の策定を求められます。これに関しては、土壤汚染対策法及び水質汚濁防止法により担保済みであり、新たな制度を構築する必要はないと考えており、その旨、第3回合同会合においても説明しています。こうした状況を踏まえ、この点については、背景情報の一つとして参考資料において整理しており、必ずしも報告書・本編で記載する必要はないと考えております。</p> <p>なお、水俣湾エコパークの耐震・老朽化対策の検討については、管理責任者である県により行われています。</p>
71	全体	-	-	-	-	<p>水俣条約の早期締結、発効に向けた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病を経験した日本が、水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、先駆的な水銀対策を議論し、対策を進めていくことは非常に意義深いことだと考える。 ・そのため、引き続き必要な法整備、体制の構築を進め、早期に水俣条約を締結していただきたい。 ・また、条約の早期発効に向けて、積極的に国際調整等に努めいただきたい。 ・水俣条約対応検討小委員会 合同会合 報告書(案)22ページ(3-9 実施計画)に記載されているように「条約を受けて実施する水銀対策の全体像や将来像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するため、国において実施計画を作成」することに加え、自治体や事業者が体制整備を行うために今後のスケジュール等を示すことは重要だと考えるので、ぜひ取り組んでいただきたい。 	<p>今後の対策の具体化の検討に際し参考にさせていただきます。また、条約締結に向けた準備は、鋭意進めてまいりたいと思います。</p>